解体	工事特記仕様書。	1	② 工事写真等 (本県取扱い)		9 最終処分する建設 廃棄物	- 廃棄物の種類 施設名称 所在地 搬出距離	6		・石綿含有保温材の除去 除去対象範囲 ※図示
1. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載	されていない事項は、「建築物解体工事共通仕株書(国土交通省大臣官房官庁営繕部整修 平成31	1		## X 前 ※デジタルカメラ 全景 キャビネサイズ ※ 1 部 ・・カメラ 部分・サービスサイズ ・・() 部 ・・() 部 ・・() 計 ・() 計 ・・() 計		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			除去工法 ・破砕して除去 ・手ばらし 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※湯潤化 ・ 固形化
年度版)(以下「解体共仕」と 交通省大臣官房官庁営繕部監	いう。)による。ただし、解体共性に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書 (国土 修平成31年度版) 及び「公共建築改修工事標準仕様書 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 に基づき施工するものとする。	-		完成時 **バンター・・カメラ 完成時 **ボンタルカメラ 金景: キャピネサイズ **3 部 ・カメラ 部分: サービスサイズ *** **		- 機能 くず - 木くず - 非飛散性7xパスト含有連材	アス		除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)
電気設備解体工事及び機械設	(機解体工事を本工事に含む場合は、それぞれの標準仕様書及び法令等に従い、処分等を行う。 で特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。	般		実態調査用 ※子ジタルカメラ ※ 2 部 ※機影箇所及び方法については、「営繕工事写真撮影要領(平成24年度版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。		(施プラスチック類) (ガラス・陶磁器 (す 類) ・飛散性アスペスト	ベス		処理を行う石總倉保温材等の仕様等 材料名 厚さ (mm) 処理を行う範囲 石線含有保温材 ※図示
3. 特記事項の適用は次のとお 1)項目は番号に〇印のつい	りとする。	井		ただし、工事完了後に不可視部分となる地下埋設物(基礎、地中梁及び杭)については、全て 撮影すること。		・廃石音ボード	ト含		・石綿含有耐火被覆板 ※図示 ・石綿含有断熱材 ※図示
 特記事項は 印のついた 	:ものを適用する。 {印のついたものを適用する。	通	20 既存建物との取合い	完成写真の撮影者 ・監督職員の承諾する撮影業者 ※監督職員の承諾する撮影者 ・		穫 類 処理施設等名称 所在地等 距 離	有		(6.5.1~4) [改修標準仕様書 9.1.4] ・石橋含有成形板の除去
3)形状寸法の単位は特記な		事	21 中間検査	(本県取扱い) この工事については、中間検査を ・ 行う ・ 行わない		(4,5,1)	材の		除去対象範囲 ※図示 除去した石綿含整形板等の処分
	D工事にあっては、契約金額(全体又は年度毎の出来高予定額)の10分の4を超えない範囲内に	項		行う場合は、出来高が50%を超えた時点を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議の上、発注者に申し出ること。 (本果取扱い)	※ 特別管理産業廃棄物	・ 特別管理産業廃棄物の処分等を行う場合は、廃掃法で定められた特別管理産業管理責任者	処理		石総含有せっこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) 石総含有せっこうボードを除く石総含有成形板
限り、前払金の支払を請求す 5. 中間前金払か部分払かの選 ・お約全額300万円以上の3		2	① 騒音・粉じん等対策	騒音・粉塵等の対策	管理責任者 1 施工調査	を選任し、資格を証明するする資料を監督職員に提出する。 ・ 施工調査結果は、監督員に提出する。			埋立処分(管理型最終処分場)中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
6. 中間前金払)出来高子空額)の10分の2を越えない範囲内に限り、7の全ての要件を満たす場合に中間前			・防音バネル ・防音シート ・養生シート 設置範囲及び高さは図示 (2.2.1) 特		 特別管理産業廃棄物の使用状況調査(製造所名、製造年、型式、種類、数量等)及びそれに応じた収集連搬業者、処分業者、回収業者等調査する。 	7	確認及び後片付け	・ 除去作業終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行い、原則として、監督職員が除去の
払金の支払を請求することが 7. 中間前金払の要件		仮	② 仮囲い3 足場その他	※設ける(仕様. 位置. 延長等は図示) ・設けない (2.2.2.2) 別 内部足場 ※脚立、足場板等 ・ () 管	2 処理計画	施工調査に基づき、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、1.2.2.(1)の施工計画書に記載する。 (7.4.2)			確認を行う。 (6.3.4)
1) 工期の2分の1を経過し 2) 工期の2分の1を経過す 3) 所に行われた当該工事に	でいること。 - るまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 - 係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。	設		外部足場 種類 ・ A種(手すり先行型足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 相類	3 特別管理産業廃棄物 の保管	・ 現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、雨水がかからない場所 とするなど「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。	7 1	用語の定義	特殊な建設副産物とは、「オゾン層保護法」に基づく特定物質、放射線障害防止法に基づ く放射性同位元素、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定による六ふっ化硫黄 (SF6) ガス、
8. 都分払	<u>・では工物中2回まで、前払金の支払がされていないものは工物中3回までとする。</u>	_	4 監督員事務所	・設ける (m'程度) ・既存建物の一部を使用 ・設けない (2.3.1) 集	4 運搬,処分及び回収 の委託	(5.2.1) 特別管理産業廃棄物の運搬、処分の委託契約先は、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物 (連搬、処分)事業許可業者とし、委託先に特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、留	特人		化学物質の審査等に関する法律に規定するPFOS(ベルフルオロ(オクタンー1ースルホン酸)), 特定化学物質障害予防規則に基づく特定化学物質である。 (7.1.2)
9. 火災保険 火災保険の適用は(・有	○ 無)とする。	事	5 現場表示板	・ 900×1800のサイズとし、上部中央には県シンボルマーク(150*150程度)を表示の上、工事名、 発注者、設計者、監理者、施工者、工期を明記する。 ※ 設置位置は、監督員との協議による。また、取付けは、強風に対し安全な工法とする。		意事項を文書により通知しなければならない。 (5.3.1)	なっ	施工調査	 施工調査結果は、監督員に提出する。 特殊な建設副産物の使用状況調査(製造所名、製造年、型式、種類、数量等)及びそれに応じた収集運業者、例業者等調査する。
10. 下請工事における管内(県			6 山留め	・材質 ※県産杉板 ・ (の処分等	分析調査を行う特別管理 廃業廃業物等の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	建 3	処理及び処理計画	(7.1.3) ・ 施工調査に基づき、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め、1.2.2.aの施工計画書に
2) 前項の管内建設業者を活	る場合は(和泊町) 管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。 F用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出すること。 場合、「下読業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。		 工事用水	(2.4.1) 構内既存施設 ・利用できる(※有償 ・無償) ※利用できない 処		・	設 副 4	工事現場内の保管	記載する。 (7.1.4) ・ PCB廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、雨水
11. 配置技術者等の途中交代 1)配置技術者等の途中交代	たが認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを		⑧ 工事用電力	(本県取扱い) 理 (本県取扱い) (本県取扱い) (本県取扱い) (本県取扱い) (本県取扱い)			産	回収及び処分	がかからない場所とするなど「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。 (7.2.1) ・ 関係法令等により運搬。回収、処分する。
② 工場製作を含む工事で	N理由により工事中止、または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。 であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。		① 施工調査 (2.1.2)	・ 解体施工(分別解体等、構造的安全性等)に関わる施工調査 ※行う		(5. 4. 1)	物 6	特定物質	(7.3.1) ・ フロン(冷媒) は関係法令等により、登録を受けた回収業者に委託する。建材用断熱材フロン
③ 大規模な工事で一つの 2)上記1)のいずれの場合 のみ途中交代が可能となる)契約工期が多年に及ぶ場合。 であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合 、	(3)	2 事前措置 (3.2.1)	(3.1.3) - 特別管理産業廃棄物. アスベスト含有建材. 特殊な建設副産物がある場合は. 5. 6. 7章に 6	1 石綿作業主任者	石線作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。 (6.2.2)	の 加.	イオン化感知器	は焼却による破壊処理が可能な処理施設で処理する。 (7.3.2) - ハロン消火剤は、関係法令等によりハロン消火設備業者に回収を委託する。 - 製造業者に引き渡す。
12. 電子納品	。 *エ事であり、電子納品とは「調査、設計、エ事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として	解		よる除去及び回収を行う。 ・ 輸水、ガス、電力、通信、各種設備機器の停止を確認する。 ・ 浄化楷等の汚水及び汚物は、事前回収、洗浄、消毒等の措置を行い、周辺環境の汚染を防止	2 特別管理産業廃棄物 管理責任者	石綿含有吹付材及び保温材について排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを選任し管理させる。 (6.2.4)	理 8	六ふっ化硫黄 (SF6) ガス	(7.3.3)・製造業者に回収を委託する。 (7.3.4)
納品すること」をいう。こ ライン」という。)に定め	こでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和5年3月): (以下「ガイド る基準に基づいて作成した電子データを指す。 作成した電子成果品は電子媒体 (GD-R) で正本 1 部、副本 2 部の計 3 部提出する。電子化しない成	体		する。 ・ オイルタンク、オイルサービスタンク、配管内の廃油は、事前回収し、洗浄等の措置を行う。 (3.2.1)	3 専門工事業 (本県取扱い)	- アスペスト含有欧付け村の除去については、以下を減足する専門工事業者に実施させる。 なお、満足していることを証明する資料を監督職員に提出する。 ・原則としてアスペスト含有吹付け材除去に必要な機材を保有し、適切に使用できる者	9	PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン西後))	- 廃棄物処理法により、処理業者に処理を委託する。 (7.3.5)
果品については従来どおり ものとする。	の取扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する	抽	③ 解体手順 (3.3.1) (3.3.2) ④ 解体方法	 解体共性による。解体材の処分は〇による。 建築設備、内装材、屋根葺材等は手作業とする。ただし、技術的に困難な場合は整督員と協 		 特別管理産業廃棄物管理責任者を有する者 石綿作業主任者(平成18年3月31日以前の特定化学物質等作業主任者を含む)を有する者 	10	特定化学物質	・ 関係法令等により、回収又は処分する。
3) 電子成果品を提出する向 した後、ウィルス対策をす 13. 暴力団関係者による不当介		_	_	議の上、手作業と機械によることができる。 (3.3.2)	4 官公署等への手続き	 過去5年間に、自ら施工によるアスベスト含有吹付け材除去工事の実績がある者 建築物解体等作業届(労働基準監督署)、特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書(知事 	11	その他の特殊な建設 副産物	(7.3.6) ・ 関係法令等により、回収又は処分する。 (7.3.7)
県が発注する建設工事等 介入」という。)を受けた場	(以下「県工事等」という。) において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当 合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく県(発注者)及び警察に通報すること。		6分別解体 (3.4.1)	分別解体の種類 - その他の外装材 ・その他の外装材等 (・・・・・・)	(本県取扱い) 5 表示及び掲示	又は市長) の手続きを行う。 - 改修標準仕様書9.1.2(f)による表示・掲示を行う。	(8) ₁		
者)と協議を行うこと。	保書による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、県 (発注			・その他の屋根葺材等 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 施工調査	石綿粉塵濃度の測定方法、専門測定機関及び報告書の作成は、「解体共仕」による。		内部造作等解体	内外装材 一
14. ダンプトラック等による週 1) 工事用資機材等の積載起 2) 過積載を行っている資本	∄過のないようにすること。 オ納入業者から、資材を購入しないこと。		. ** ***	上記以外は、解体共通仕様書3.5.1~3.8.1による (3.5.1, 3.6.1, 3.7.1, 3.7.2, 3.8.1) 含		(6.1.3) 施工調査 ※石綿含有建材の事前調査	建		金属 ③ スクラップ有価処分
こと。	るため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにする 「載装置の不正改造をしたダンブカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。		6 基礎等. 杭	杭の解体		工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材. 成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。	築		ALCパネル.他内外装材① 安 定 型 処 分 場
5) 「土砂等を運搬する大型 12条に規定する団体等の部	』自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第 ₿立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。		⑦ さく、照明設備等	・その他 (3.9.1,3.9.2) さく、照明設備等の付属物の解体 ・行う		調査範囲 (※対象部位 資与資料 (調査対象石総合有成型板の種類	物		内外装材
トラック等によって悪質か	材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプつ主大な事故を発生させたものを排除すること。 下請契約における受注者を指導すること。		8 舗装、樹木等	付 樹木等は ・伐採伐根 ・移植 ・剪定 (3.10.1)		・スレート波板 ・サイデ・インケ" ・石綿をメント板 ・ビ "ニル床タイル ・スレートフレキシブ"ル板 ・押出成型セメント板 ・化粧けい酸カルシウム板 ・ビ "ニル床シート	解		再生利用
その写しを監督職員に遅滞な	工事の一部を下請けする場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、 〈(遅くとも下請工事の着手間までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類 ※2000年以来である。		9 地下埋設物 及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体 ・有り (3.11.1) の (3.12.1)		- Zu-ト平板 - ロックラ-R級音材 - 石綿セント円筒 - ビ z A幅木 - スレ-ト軟質板 - けい酸加が24板 - 無機質系壁紙 - 住宅用屋根Zu-ト - スラヴ、入石膏ボード -	体		その他廃石膏ボード②
16. 本工事の受注者は、工事を	総度・当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること 施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図 率現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督		⑩ 解体後の整地	解体後の埋戻し、盛土 ① 行う ・行わない 埋戻し用搬入土 ・あり(・山砂類 ・他現場発生土) ②なし(①現場発生土)		- 分析による石総含有建材の調査 分析対象	材		ひ素含有石膏ボード(6 管理型処分場で埋立 カドミウム含有石膏ボード(6 又は製造業者に回収委託
職員に遅滞なく(遅くとも下記) は、その都度、変更に関する	請工事または業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったとき 事項について、作成し提出すること。			・他現場発生土の場合 (発生場所・連絡先) 去 埋戻し高さは図示による (3.13.1)		分析対象 795/5/t. 7モサイト. 7ンリフィライト. クリソタイル、クロント・ライト、トレモライト 分析方法	処		飛散性アスペスト⑥ ・袋詰 (二重梱包) 管理型又は遮断型処分場で埋立
ア 伐採及び測量・調査等 ウ 工事現場の警備(交通	の工事現場で作業を行う業務 イ 土砂やコンクリート設等の運搬のみを行う業務 1誘導を含む)を行う業務 エ その他監督職員が記載を指示した業務等	<u>a</u>	① 用語の定義	・「解体共仕」による。		材料名 定性分析 定量分析 JIS A 1481-1またはJIS A 1481-2 JIS A 1481-3またはJIS A 1481-4	分		※作業場の隔離及び負圧 ・コンクリート間形化
章 項 目	特 記 事 項	"	② 建設廃棄物の処理計画	(4.1.2) び 建設破棄物の処理に先立ち、種類別に具体的に処理計画を定め、施工計画書に記載する。 (4.1.4)		-	の		──アスペスト含有成形板① ── ・袋詰 (二重梱包) ── 安 定 型 処 分 場 ※湿潤化困難の場合は 監督職員と協議
① 道用基準等	· 建築工事安全施工技術指針(官庁営繕部) · 建設工事公衆災害防止対策要綱 (建設工事編)(官庁営繕部)	建	3 工事現場内の保管	・ 保管は周辺環境に影響を及ぼさないようにするとともに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基 準」に基づき、分別した廃棄物の種類ごとに保管する。 (4.2.1)		サンブル数 1箇所あたり3サンブル 採取場所 ・図示 ・ ()	ק <u>ר</u>		PCB使用電気機器② 防漏液型保存箱 倉庫 で保管
	- 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日国交省通知122号等) - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設	4) 運搬及び処分の委託	・ 運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により、委託先ごとに個別に書面で行う。 ・ 運搬及び処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可(運搬、処分)のある事業者とする。		- 石綿粉じん濃度測定 測定時期 場所及が測定点			※保管場所は監督員の指示による ※ 光 灯 管 球 ⑤
-	- 資源の有効な利用の促進に関する法律 (リサイクル法) - 建設工事に係る資材の再資源化等に関る法律 (建設リサイクル法) - 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 (平成28年11月28日厚生労働省令第131号)	廃		 処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。(ただし、電子マニフェストでの確認の場合は除く) 		適 測定 測定時期 測定場所 測定箇所数 (各施工箇所ごと)	1		ガ ラ ス ⑤
般	 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成20年6月21日法律第58号) 注)解体工事を行うに当たっては、構造物の状況や工事現場周辺の条件等を検討した上で騒音 規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な指置を講じなければならない。 	棄	5 委託しない場合の処理	受注者が自ら運搬する場合は、廃棄物処理法等に従い実施する。 受注者等が、現場内にコンクリート境の破砕等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場		· 測定1 処理作業前 処理作業空内 計点 · 測定2 調查対象室外部付近 計点 · 測定3 処理作業中 処理作業室内 計点	等		小形二次電池(鉛電池等)
共②官公署その他への	エ事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出内容を監督職員	物	6) 再資源化等	合は、廃棄物処理法によるほか、必要に応じて知事許可等を得る。 (4.3.2) 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等		- 測定4 セキュリティゾーン入口 計 点 ・ 測定5 集じん・排気装置排出口 出口吹出し風速 (処理作業室外の場合) 1m/s以下の位置			ニッケルカドニウム等⑤
届出手続等 通 3 工事実績情報の登録	に報告し、手続きを遅滞なく行う。 (1.1.3) ※適用する (工事請負金額が500万円以上) ・適用しない	0		行足建設(契約の7分所除や考及い時貢源に考・ ・ 建設リサイクアが解除等の対象内外に関わらず、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。		・ 測定6 処理作業室外 計 点 ・施工区画周辺 ・敷地境界			煙感知器 放射性物質回収⑦ 回収のため製造所等へ返却
事 4 施工計画書	・「解体共仕」による ※全ての工事において、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に	処		分別解体等の方法 工程 作業内容 一丁1 謹整投債・建築投債・プログラン・手作業 ・・手作業		・測定7 処理作業後 (シート養生中) ・ 測定8 処理作業後シート 処理作業室内 計 点			空調機器 金属 ③ スクラップ有価処分 フロン, バンが、7回収⑦ 一 破壊処理又は再生利用
項	含めて提出すること。また、その実施書についても提出すること。この場合、建設副産物 情報交換システム (COBRIS) の利用を推奨する。 (1.2.2)	理		程 内装材等 ・有 ・無 ・手作業・機械作業の併用 併用理由 (- 測定9 撤去後1週間以降 調査対象室外部の付近 計 点 (6.1.3) [改修標準仕様書 9.1.1]	2	躯体解体	
5 建設副産物対策等の 責任者	- 次の責任者を選任し、資格の証明資料を監督員に提出する。(兼務は可能) ※建設副産物対策責任者 ※特別管理産業廃棄物管理責任者 ※産業廃棄物処理責任者			G2屋根ふき材 医根ふき材の取り外し ・手作業 ・		測定方法 <u>自動測定器による測定</u>			- 不良材④ 破 砕 堆肥チップ・木炭として再利用
6 電気保安技術者	- 適用する ※適用しない (1.3.2) (1.3.3)			内 3 外装材 ・ 外装材・上部構造部分の取り壊し ・ 手作業・ 機械作業の併用		・測定4 粉じん相対濃度計 (デジタル粉じん計) パーティクルカウンター、繊維・測定5 状粒子自動測定器 (リアルタイムファイパーモニター) 等の粉じんを迅速			CCA処理材⑥ 焼 却 管理型処分場
7 工事用電力設備の 保安責任者	- 法令等に基づき有資格者を定め、監督職員に報告する。 (1.3.4)			解4 基礎・ 基礎・基礎でいの取り壊し ・ 手作業 ・ ケ 基礎でい ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 機械作業の併用		に測定できる機器を用いた測定・ JIS K 3850-1に基づいた測定			コンクリート境④ 破砕 再生骨材
8) 施工条件	- 施工時間は「解体共仕」による。 - 工事車両の駐車場所、及び資機材置き場 ※工事現場内 ・ ()			法5 その他 その他の取り壊し ・手作業 ・ 手作業 ・ 機械作業の併用		測定名称 メンプレンフィルタ 試料の吸引 直径 (mm) 流量 (L/min) 時間 (min)			鉄 筋・鉄 骨 ③ 断 断 スクラップ有価処分
⑨ 施工中の安全確保	(1.3.5) 建築基準法,労働安全衛生法その他関係法令等及び建設工事公衆災害対策要綱(建築工事偏) (以下「災害対策要綱)という)に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、工事の			建設廃棄物の種類 中間処理施設又は 所在地 距離 再資源化施設の名称等 ・ コンクリート		- 測定4 - 測定5 - 測定 47 10 120	3	基礎解体	コンクリート境④ 砕 再生 骨 材
	安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。その他は 「解体共仕」による。 (1.3.6)			・ 木材・ 木材 (縮減)		· ·测定 47 10 240			鉄 筋 ③ 切 断 スクラップ有価処分
① 施工中の環境保全等	- 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法その他関係法令等に従うとともに、建設副産物 適正処理推進要綱に従い、工事の施工の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及		7 再資源化された建設 廃棄物の現場利用	- 73.77&ト-32/9リート		- 測定	4	外部舗装解体	コンクリート境④
① 発生材の処理	び事故の防止に努める。その他は「解体共仕」による。 (1.3.9) ・発注者に引き渡しを要するもの ※金属類、PCB含有物 ・ ()		死来物い現場利用			石綿含有建材の処理 ・石綿含有吹付け材の除去			金 属 ③ 切 断 スクラップ有価処分
② 近隣との折衝	(1.3.10) ・ 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ概要を監督職員に報告する とともに、工事に関して第三者からの説明要求・苦情等があった場合は、直ちに譲渡をもって			(4.4.1) ※上記に示す受入施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し、適切な処理を行う		除去対象範囲 ※図示 除去工法 除去工法 除去した和後者取付け材等の飛散防止措置		①産業廃棄物 : ②特別管理産業廃棄物 :	廃棄物処理法の往常廃棄物 廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物
(3) to T to A	対応する。また、それらの経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。			ものとする。なお、船分場の決定にあたっては監督員と協議する。 ※解体材の処理に当たっては「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物 適正処理要項」(平成14年版)を遵守して行わなければならない。		※湿潤化 ・固形化 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置		③金属等 : ④特定建設資材 :	の映画のは他は、2017の日本性を承囲来的 鉄筋、鉄青、アルミサッシ、その他金属等でスクラップとして有価で処分できるもの 建設リサイクル法で定められたコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、 アスファルトコンクリート
(3) 施工調査(4) 施工	- 「解体共仕」による (1.4.4 , 1.4.2) - 「解体共仕」による		8 再資源化完了報告等	 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による再資源化等完 		・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) (6.4.1~5) [改修標準仕様書 9.1.4]		⑥処理注意建設廃棄物:	小形二次電池(鉛, ニッケルカドニウム電池), 蛍光灯, 硬質塩ビ管, ガラス CCA処理木材, アスベスト含有石膏ボード等
	(1.5.2, 1.5.3, 1.5.4, 1.5.5))		了報告書又は整督員指定の再生資源利用促進計画書《実施書を監督員に提出する。				少待殊な建設副産物 :	フロン、イオン化感知器等
				────────────────────────────────────)アーキ・プラン		事名		伊延港入口トイレ解体工事 DATE 2025.10.06 JDR NO. 1TK-111S
寺 記 事 項				〒890-0082 鹿児	島市紫原三丁目44-18 0 FAX(099)259-0096		名		解体工事特記仕様書 SCALE A3, NO. SCALE SHEET NO. A1. NO. SCALE A - O 1